

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	共通 00 <u>R1</u>
提出年月日	令和 3 年 7 月 <u>12</u> 日

設工認に係る補足説明資料

共通的な補足説明について

目 次

1. 概要.....	1
2. 共通の補足説明事項.....	1
3. 共通の補足説明事項の全体像.....	1
4. 各補足説明資料で明確にする内容.....	2
5. 共通として明確にすべき事項の整理結果を踏まえた技術基準規則の各条文への展開（各条文：補足説明資料番号 00、 <u>共通 09 別紙</u> ）.....	6
添付－1 共通的な補足説明資料の全体構成	
添付－2 共通として明確にすべき事項の整理結果を踏まえた技術基準規則の各条文への展開（資料構成、資料間の関係等）	

1. 概要

本資料は、再処理施設、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設における設工認申請にあたり、申請書全体の構成に関する内容を明確にするための補足説明資料である。

2. 共通の補足説明事項

設工認で申請書本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面に記載すべき事項、補足説明すべき項目などの申請書作成にあたって明確にすべき事項を、「共通の補足説明事項」として体系的に整理する。

上記において、今回の設工認が、新規規制基準を受けた変更申請であることを踏まえ、変更事項、申請対象設備等について明確にする。さらに、今回の新規規制基準を受けた設工認は、対象とする設備が多いことなどから分割して申請することを計画しており、分割申請において考慮すべき事項及び分割申請で抜けなく基本設計方針、添付書類等の記載事項が申請されることについても併せて明確にする。

上記の明確化にあたっては、申請対象設備に対する規制上の要求事項を網羅的に展開するため、法令及び原子力規制委員会文書「日本原燃株式会社再処理施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査、使用前事業者検査の確認等の進め方について（令和2年6月24日）」及び「試験研究用等原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査並びに使用前確認等の進め方について（令和2年9月30日）」において明確化が求められている事項、及び先行して新規規制基準を受けた設工認申請を行っている発電炉の申請書に記載されている内容を踏まえ実施する。

また、設工認申請書に示す設計及び工事の計画に係る品質マネジメントシステムの内容については、内容の妥当性を確認する観点から、保安規定で定めた品質マネジメントシステムの計画との整合性を示すとともに、設計及び工事の計画に係る活動内容（計画/実績）の詳細を示す。

さらに、上述の明確にすべき事項の整理結果を踏まえ、技術基準規則の条文単位で示すべき事項を明確にした上で、設工認申請書への具体的な展開を示す。

3. 共通の補足説明資料の全体像

「2. 共通の補足説明事項」として示す補足説明資料の全体項目は以下のとおりである。

<申請書に記載すべき事項>

➤ 本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添

付図面で記載すべき事項

- 添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の整理

<変更事項等の整理>

- 1項申請、2項申請区分けの考え方
- 事業変更許可申請書で新規制基準を受けて追加等した項目の明確化
- (技術基準規則) 新規制基準を受けて追加等された要求事項及び変更等した項目の明確化

<申請対象設備の明確化>

- 申請対象設備の選定

<分割申請において考慮すべき事項>

- 設工認の申請計画の考え方
- 工事工程等を踏まえた分割申請計画 (分割申請数、申請予定時期、分割の理由)
- 第1回申請の申請書の構成

<品質マネジメントシステム>

- 全般的な品質管理方針

4. 各補足説明資料で明確にする内容

4. 1 申請書に記載すべき事項

(1) 本文 (基本設計方針、仕様表等)、添付書類 (計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項 (共通06)

1) 基本設計方針

- 発電炉の記載を参考とし、変更点が明確になるよう前後表とし、変更後については、規則要求の変更有無を踏まえ、事業変更許可申請書の本文、添付書類記載事項をもとに設計の概念、基本的な考え方等を記載する。
- 変更前については、変更後の記載をもとに、既設工認で設計方針等として示していたもの、明示していないものの記載を詳細展開した内容であり、従前から設計上実施していたもの等を抽出し記載する。
- 基本設計方針は、事業変更許可申請書 本文、添付書類記載事項をもとに基本設計方針として担保すべき事項を記載するとともに、発電炉との比較を行うことにより、基本設計方針として担保すべき事項を抜けなく展開する。

2) 仕様表

- 機能、性能として設定すべき値等を記載するという目的を達成するた

め、発電炉別表第二および工認手続きガイドを参考に設定することとし、効率的な申請となるよう類似の機器を同一の形式で取り扱うよう機種設定などを行うことで記載項目の設定を行う。

- b. 既設工認仕様表記載項目で今回の設工認で仕様表に記載しない項目（既設工認仕様表の特記事項等）については、記載項目の重要度、記載内容に応じて基本設計方針、添付書類、添付図面のいずれかに展開する。
- c. 変更前後の記載方法は、発電炉での考え方と同様とし、「仕様に追加、変更が生じるもの」、「更新により仕様が変わるもの」、「新規に設置するもの」を変更後に記載する。なお、「既認可から仕様が変わらないもの」、「既認可に記載がないが、既設として設置済みであり、従前から施設の一部として設計、管理され、記載の適正化として追加するもの」は変更前に記載する。
- d. なお、仕様表記載事項（仕様表対象設備及び記載事項）については、発電炉での記載内容を踏まえて、再処理施設等における仕様表対象設備及び仕様表記載事項を整理する。この結果、既認可において記載していた事項が記載対象外となった場合には、仕様表の変更後に「－」と記載し、注記に、記載対象としない理由を付記する。

3) 添付書類

- a. 事業変更許可に整合していること、技術基準へ適合することを示すために基本設計方針から詳細設計に展開すべき事項として必要な評価対象となる施設、評価方法（評価条件、判断基準）、評価結果等を示す。
- b. 基本設計方針の要求種別等を踏まえて対応する添付書類として、詳細設計に展開すべき事項を抜けなく展開するものとし、基本設計方針や仕様表に記載される内容および設備仕様により、要求仕様が満足されていることを具体的に評価・説明する。
- c. 記載内容については、事業変更許可申請書の添付書類、安全審査時に作成した整理資料の記載をもとに検討し、記載程度等は、先行する発電炉の記載を参考とする。

4) 補足説明資料

- a. 添付書類等に示す設計を行う根拠や、設計条件として採用している数値のエビデンス、一般産業品に適用する規格基準等、設備設計の妥当性を示すためのバックデータを示す。

- b. 特に、事業変更許可で示した基本的概念を判断基準に展開した具体的根拠、評価方法の妥当性等が、詳細設計の妥当性を示すうえで重要となることから、根拠となる規格・基準、試験データ等をもとに説明する。

(2) 添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の整理（共通07）

- a. 添付書類記載事項を踏まえた補足説明資料として説明すべき事項の抽出方法を明確にする。
- b. 補足説明については、添付書類等での詳細設計の根拠等を示すものであり、添付書類記載事項をもとに補足説明として示すべき事項を抽出し、さらに発電炉での補足説明資料の実績と比較することにより補足資料の追加等の必要性を確認する。これにより補足説明すべき事項を抜けなく展開する。

4. 2 変更事項等の整理（共通01、共通02、共通03）

- ① 1項、2項の申請区分の考え方を明確にするるとともに、追加等された要求事項を踏まえた設計変更の内容等を抽出する。
- ② 技術基準規則の変更に係る要求事項を踏まえた設計変更については、規則要求の変更点との関係を整理するとともに、要求事項の変更によらずに行う設計変更の項目を整理する。
- ③ 事業変更許可申請を受けた設工認については、事業許可基準規則の要求事項の変更点と設計変更を行う事項との関係についても整理する。

4. 3 申請対象設備の明確化（共通09）

- ① 「本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」に示す申請対象設備の選定の考え方を踏まえて、具体的に申請対象設備の選定を行う。
- ② 選定作業の主要な作業となる設計図書の色塗り作業の方法を示すとともに、選定作業の作業ステップ等を示す。
- ③ 申請対象設備として、事業変更許可申請書との整合性、技術基準適合性の観点で必要な設備を網羅的に抽出する。この際、特に、系統として安全機能を達成する設備に対して、技術基準の適合性との関係を踏まえて、系統を構成する機器等から安全機能を達成するために必要な機器等を抽出する。

4. 4 分割申請において考慮すべき事項

(1) 設工認の申請計画の考え方 (共通04)

- ① 分割申請において、複数の構築物、系統、施設に関する事項等の分割申請における取扱いを明確にする。
- ② 基本設計で示した設計の基本的な概念を設計の目的を踏まえて詳細設計に展開する際に、複数の構築物、系統、施設に関する事項等の分割申請における取扱いとして、火災、溢水等の具体的事例をもとに設工認申請における展開方法を示す。
- ③ 分割申請を行う際に事業者として考慮が必要な事項（工事工程、設計進捗等）の分割申請における取扱いを明確にする。

(2) 工事工程等を踏まえた分割申請計画（分割申請数、申請予定時期、分割の理由）(共通05)

- ① 複数の構築物、系統、施設に関する事項等の分割申請における取扱い等を踏まえ、新規制基準を受けた設工認申請の具体的な分割申請計画を示す。
- ② 申請対象設備と技術基準の適合性として説明すべき事項との組み合わせを考慮し、複数の申請書に跨って技術基準適合性を説明する事項、複数の施設に共通的に関係する事項等に係る分割申請における申請の考え方を明確にしたうえで、効率的な申請等を考慮した分割申請計画を策定する。
- ③ 分割申請計画においては、1項、2項の申請区分、それを踏まえた分割申請数に加え、施設・系統ごとに変更申請における変更事項を明確にする。

(3) 第1回申請の申請書の構成 (共通08)

- ① 申請書の各項目での記載事項、複数の構築物、系統、施設に関する事項等の分割申請における取扱い等を踏まえ、第1回申請の基本設計方針の申請範囲、基本設計方針と添付書類の紐づけ、補足説明資料として示す事項を明確にする。
- ② 分割申請における申請回次ごとに上記の整理を行うことで、申請対象を明確にする。

4. 5 品質マネジメントシステム (共通10)

申請書添付書類「設計及び工事の計画に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の記載と対比する形で、品質マネジメントシステムに基

づく活動内容（計画/実績）及び保安規定で定めた品質マネジメントシステム計画を示すことにより、設計及び工事の計画の品質マネジメントシステムに関する記載の妥当性を明確にする。

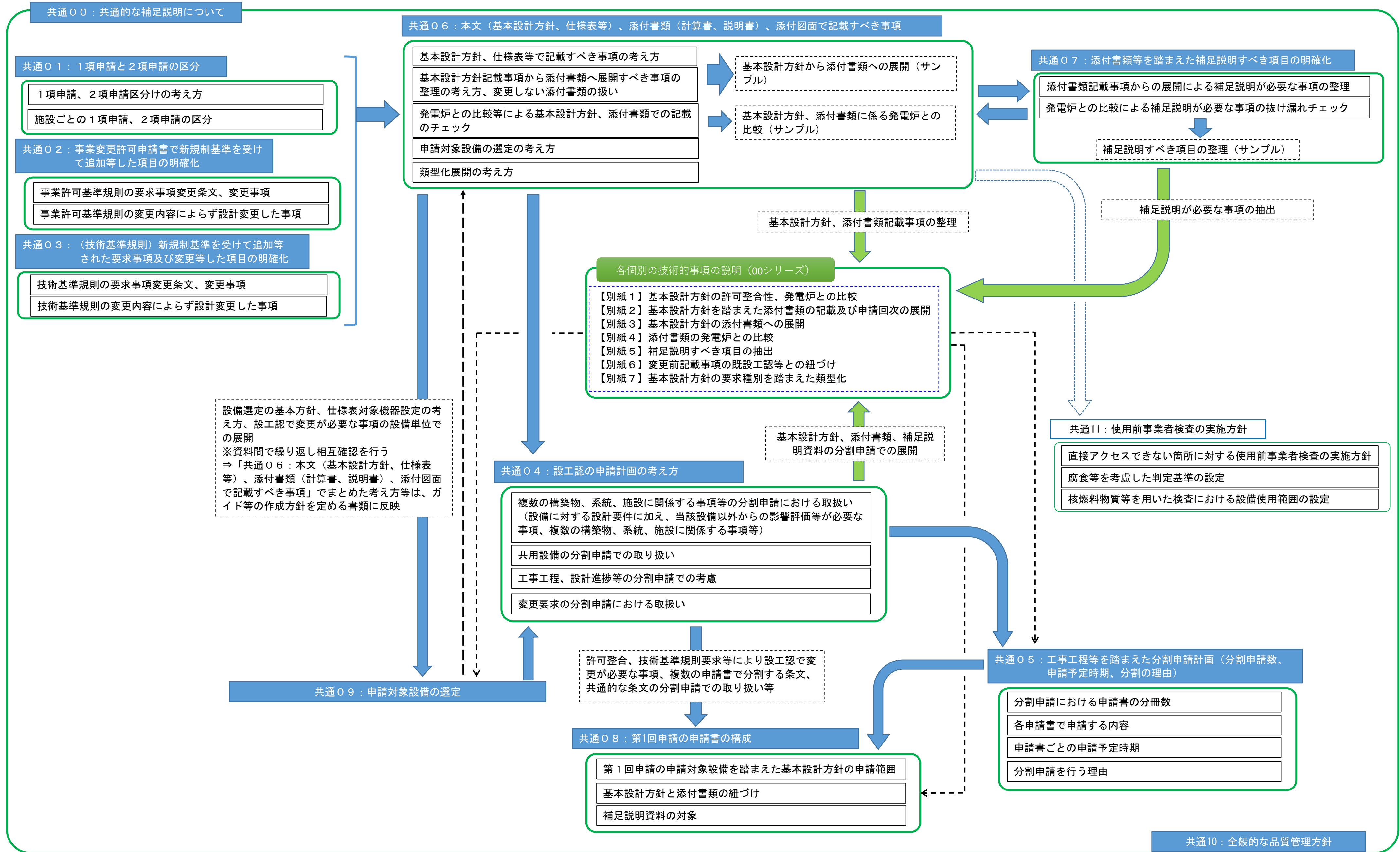
5. 共通として明確にすべき事項の整理結果を踏まえた技術基準規則の各条文への展開（各条文：補足説明資料番号00、共通09 別紙）

- 1) 「4. 1 申請書に記載すべき事項」で示した基本設計方針、添付書類等で明確にすべき事項の整理方針を踏まえ、技術基準規則の条文ごとに、以下の点を整理する。
 - a. 基本設計方針：基本設計方針において事業変更許可申請書を踏まえて記載すべき事項が記載されていること、発電炉と比較を行い、基本設計方針で約束すべき事項として追加等を行う必要がある内容を示す（別紙1）。基本設計方針の全体像及び基本設計方針と関係する添付書類の全体像を明確にする（別紙2）。
 - b. 添付書類：基本設計方針を踏まえて添付書類に記載すべき事項（全体像）（別紙3）及び分割申請における第1回申請の記載対象を発電炉と比較を行い、詳細設計として示すべき事項として追加等を行う必要がある内容を示す（別紙4）。
 - c. 補足説明資料：添付書類の根拠等として補足説明すべき事項を抽出すること、抽出した補足説明すべき事項と発電炉の補足説明資料の項目を比較し、補足説明として示す事項に追加等を行う必要がある内容を示す（別紙5）。
 - d. a. で整理した基本設計方針の記載事項を踏まえ、前後表の形式で基本設計方針の記載を示す（別紙6）。
- 2) また、今回の新規制基準を受けた設工認申請は分割して申請を行うことから、「4. 4 分割申請において考慮すべき事項」に示す考え方を踏まえて、以下の事項を整理する。
 - a. 分割申請における各申請書と申請対象設備との関係を明確にし、申請対象設備との関係を踏まえて基本設計方針、添付書類として必要な事項を抜けなく申請するため、申請回次単位での基本設計方針、添付書類の対象、仕様表対象設備を示す（別紙2、別紙3）。
 - b. 分割申請における各申請書の基本設計方針、添付書類との関係で補足説明すべき事項を展開し、分割申請の申請回次において必要な補足説明すべき項目を抜けなく提示する（別紙5）。
 - c. 別紙2、別紙3での添付書類記載事項の展開を踏まえ、分割申請における類型化の取り込みとして、基本設計方針の要求種別を踏まえ

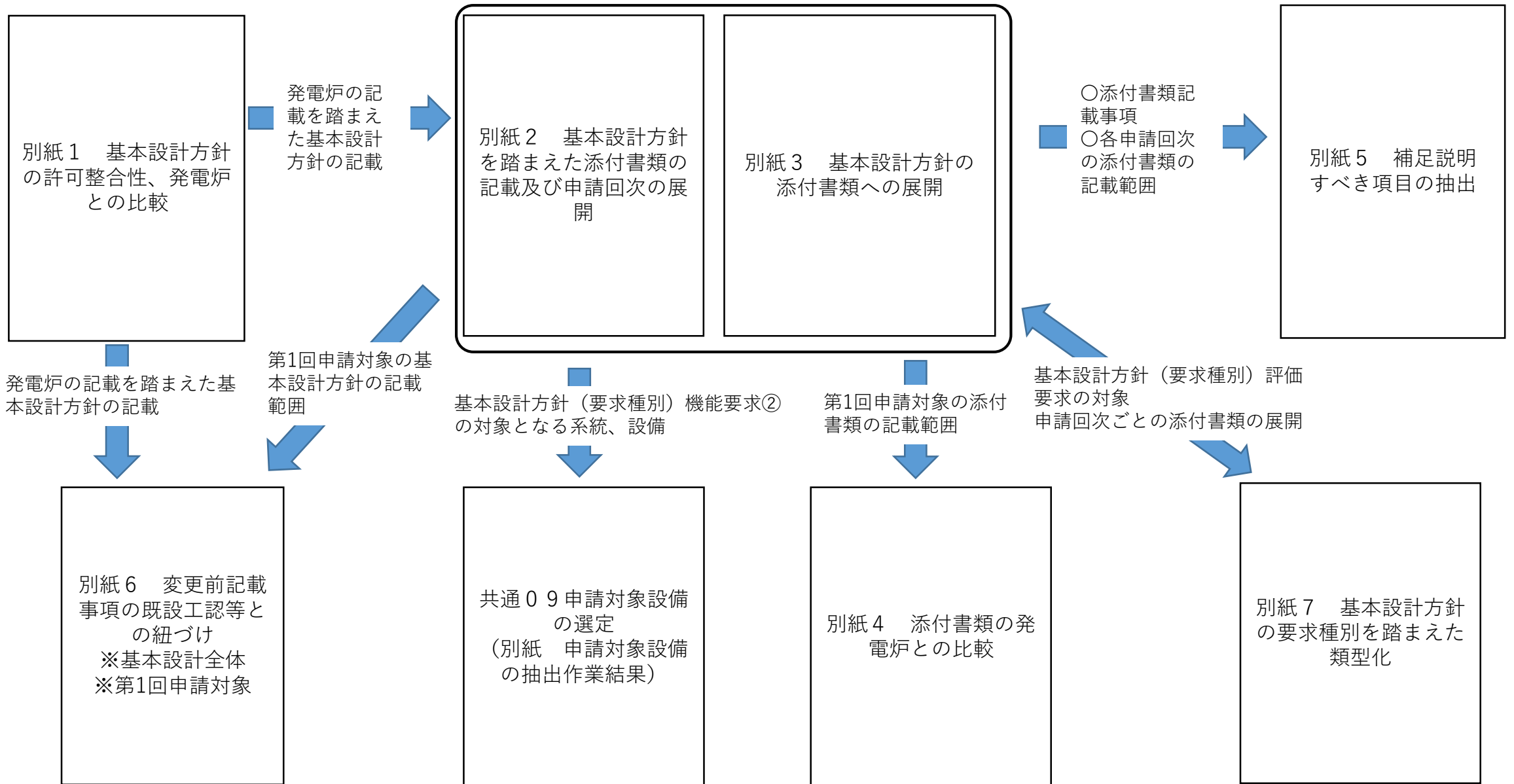
て評価事項の類似性を考慮し、同じ分類の対象設備、評価内容、関係する添付書類に対する類型化の結果を示す（別紙7）。

- 3) 「4. 3 申請対象設備の明確化」で実施する申請対象設備の抽出作業の結果として、設計情報等の色塗り、色塗りにより抽出された設備、機器、配管・ダクトの対象範囲を示すとともに、色塗りの前提となる基本設計方針の項目との関係を示す。（共通09の別紙として展開）
- 4) 上記のとおり、以下の別紙を技術基準の条文ごとに展開することとし、各別紙間の関係等について添付-2に示す。
 - ✓ 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較（別紙1）
 - ✓ 基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開（別紙2）
 - ✓ 基本設計方針の添付書類への展開（別紙3）
 - ✓ 添付書類の発電炉との比較（別紙4）
 - ✓ 補足説明すべき項目の抽出（別紙5）
 - ✓ 変更前記載事項の既設工認等との紐づけ（別紙6）
 - ✓ 基本設計方針の要求種別を踏まえた類型化（別紙7）
 - ✓ 申請対象設備の抽出作業結果（共通09 別紙）

以 上



共通的な補足説明資料の全体構成



【別紙1】

【別紙1 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較】
 事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る



適正化を図った基本設計方針を別紙2に展開

基本設計方針については、事業変更許可申請での記載背景を踏まえるとともに、項目ごとの発電炉の記載の考え方を考慮し記載の適正化を図る

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第6条, 第27条 (地震による損傷の防止) (1 / 53)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。耐②④⑤⑥</p> <p>2 耐震重要施設（事業許可基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業許可基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。耐③⑤⑥⑦</p>	<p>3. 自然現象</p> <p>3.1 地震による損傷の防止</p> <p>3.1.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p>MOX燃料加工施設の耐震設計は、「加工施設の技術基準に関する規則」第6条及び第27条（地震による損傷の防止）に適合するように、以下の項目に基づき設計する。耐②、SA耐②</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>a. 安全機能を有する施設は、地震力に十分耐えることができる設計とし、具体的には、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じた地震力に十分耐えられる設計とする。耐②④</p>	<p>(ホ) 耐震構造</p> <p>MOX燃料加工施設は、次の方針に基づき耐震設計を行い、事業許可基準規則に適合するように設計する。耐②</p> <p>(当社の記載) 規則適合させるための設計方針を記載。 事業変更許可申請書に合わせた記載に修正</p> <p>(1) 安全機能を有する施設の耐震設計</p> <p>① 安全機能を有する施設は、地震力に対して十分に耐えることができる構造とする。 耐②</p> <p>文末表現を設計のあり方を示す表現として「～設計とする」との記載に修正</p> <p>【25条】</p> <p>(2) 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p>重大事故等対処施設について、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態に施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、耐震設計を行う。SA耐②④</p>	<p>(5) 地震による損傷の防止</p> <p>MOX燃料加工施設の耐震設計は、事業許可基準規則に適合するように、「イ。(ロ)(5)①安全機能を有する施設の耐震設計」に基づき設計する。耐②</p> <p>① 安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針</p> <p>a. 安全機能を有する施設は、地震力に十分耐えることができるように設計する。耐②</p> <p>b. 安全機能を有する施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、耐震重要度に応じてSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれの耐震重要度に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。耐②④</p> <p>【25条】</p> <p>② 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針</p> <p>重大事故等対処施設については、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態に施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。SA耐②④</p>	<p>2. 自然現象</p> <p>2.1 地震による損傷の防止</p> <p>2.1.1 耐震設計</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類（以下「耐震重要度分類」という。）し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。 ～中略～</p>	<p>発電炉の記載を踏まえる等、基本設計方針の記載を修正する場合は、その方針を示す。</p>
	<p>(当社の記載) 安全機能を有する施設の記載に合わせ、重大事故等対処施設全般に対しての設計方針を記載する。</p> <p>第二十七条 重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより設置されたものでなければならない。</p> <p>一 常設耐震重要重大事故等対処施設 耐震重要施設は、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>二 常設耐震重要重大事故等対処施設以外の常設重大事故等対処施設 事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。SA耐②③④⑤⑥⑦</p>	<p>重大事故等対処施設については、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等時における運転状態及び重大事故等の状態に施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、耐震設計を行う。SA耐②④</p> <p>事業変更許可申請書に合わせた記載に修正</p>			<p>(発電炉の記載) MOX燃料加工施設では、技術基準規則において常設耐震重大事故等施設と常設重大事故等施設が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処施設の種類がなく該当しないため記載しない。</p>
		<p>【凡例】</p> <p>下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)</p> <p>灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項</p> <p>黄色ハッチング：発電炉工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所</p> <p>赤字、取り消し線：追記・修正箇所</p> <p>🗨️：発電炉との差異の理由</p> <p>🔍：追記・修正箇所の内容</p>			

【別紙2】

【別紙2 基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開】

○基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、基本設計方針と対になる添付書類の分割申請全体での記載事項等を示す。

○申請書ごとに申請対象設備を示すとともに、申請回次ごとに仕様表対象、添付書類の対象を展開する。

○申請回次ごとの添付書類の対象の記載は、添付書類の分割申請全体での記載事項の項番号等で展開する記載項目を示す。

要求種別については基本設計方針での要求内容、発電炉での実例を踏まえて設定

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容
1	6. 火災等による損傷の防止 MOX燃料加工施設の火災等による損傷の防止の基本設計方針については、火災防護設備の基本設計方針に基づく設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		
2	7. その他の加工施設 7.1 火災防護設備の基本設計方針 安全機能を有する施設は、火災又は爆発によりMOX燃料加工施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区域に對して、火災防護対策を講じる。	冒頭宣言	基本方針	基本方針		
3	火災防護設備は、安全機能を有する施設に対する火災防護設備で構成し、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備、火災影響軽減設備を設置する。	設置要求	火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備、火災影響軽減設備	基本方針		
4	火災防護上重要な機器等は、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆に對し過度の放射線被ばくを及ぼすことのないよう、安全評価上その機能を期待する構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な施設的安全機能を有する構築物、系統及び機器(以下「安全機能を有する機器等」という。)並びに放射性物質の貯蔵又は貯じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安全機能を有する機器等を除いたもの(以下「放射性物質の貯蔵等の機器等」という。)とする。	定義	基本方針	基本方針 対象選定		
5	重大事故等対応施設は、火災又は爆発により重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故(以下「重大事故等」という。)に對処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対応施設を設置する火災区域及び火災区域に對して火災防護対策を講ずる。	冒頭宣言	基本方針	基本方針 対象選定		
6	重大事故等対応施設に対する火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備で構成する。	設置要求	火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備	基本方針		

基本設計方針の項目と関係する添付書類の構成(項番号等)を示すとともに、当該添付書類での記載事項を示す。

申請回次ごとに基本設計方針の対象、申請対象設備、仕様表対象設備、添付書類の対象を示す

基本設計方針と添付書類の記載事項を別紙3に展開

機能要求②を達成するための仕様表対象機器は、共通09に基づく設計図書等の色塗り作業による抽出で展開

第1回				第3回申請				第4回申請						
説明対象	申請対象設備	仕様表	添付書類	説明対象	申請対象設備(処理変更)	仕様表対象設備(1項新増設)	仕様表	添付書類	説明対象	申請対象設備(処理変更)	仕様表対象設備(1項新増設)	仕様表	添付書類	説明対象
○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
○	基本方針	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
○	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
○	-	-	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【別紙3】

【別紙3 基本設計方針の添付書類への展開】
 別紙2で示した基本設計方針の展開事項の分類ごとに添付書類の項目、記載事項を並べ替えることで添付書類の全体構成と各項目ごとの記載事項を整理する。

添付書類記載事項を別紙5に展開

展開事項をもとに並べ替えを行い、添付書類の全体構成に合わせて記載事項等を展開する（次ページ参照）

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項
1	5. 火災等による損傷の防止 MOX燃料加工施設の…設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針
2	7. その他の加工施設 7.1 火災防護設備の基本設計方針 安全機能を有する施設は、…火災防護対策を講じる。	冒頭宣言	基本方針	基本方針
3	火災防護設備は、…設備を設置する。	設置要求	火災発生防止設備…	基本方針
4	火災防護上重要な機器等は、…とする。	定義	基本方針	基本方針
5	重大事故等対処施設は、…火災防護対策を講ずる。	冒頭宣言	基本方針	基本方針
6	重大事故等対処施設に対する火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備、消火設備で構成する。	設置要求	火災発生防止設備、 火災感知設備、消火設備	基本方針
7	火災防護上重要な機器等…火災区域を設定する。	設置要求 運用要求	火災区域構造物 施設共通 基本設計方針	基本方針

4	火災防護上重要な機器等は、…とする。	定義	基本方針	対象選定
5	重大事故等対処施設は、…火災防護対策を講ずる。	冒頭宣言	基本方針	対象選定

7	火災防護上重要な機器等…火災区域を設定する。	設置要求 運用要求	火災区域構造物 施設共通 基本設計方針	設計方針（火災区域の設定）
8	火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護上重要な機器等を設置する火災区域は、…設計とする。	機能要求② 設置要求	火災区域構造物	設計方針（火災区域の設定）

展開事項	展開先（小項目）	添付書類における記載
—	1. 概要	—
基本方針	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 2. 火災防護の基本方針 2.1 火災及び爆発の発生防止 2.2 火災の感知及び消火 2.3 火災及び爆発の影響軽減 (1) 火災及び爆発の影響軽減対策 (2) 火災影響評価	【火災及び爆発の防止に係る基本方針】 ・火災及び爆発の発生防止、…等に係る基本方針を記載 【火災等により防護すべき施設】 ・安全評価上その機能を期待する安全上重要な施設…を火災防護上重要な機器等とする。 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、…火災防護対策を講ずる。

対象選定 設計方針（火災区域の設定）	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書 3. 火災防護の基本事項 3.1 火災防護対策を行う機器等の選定 (1)安全機能を有する施設 a. 安全上重要な施設 (a)安全上重要な施設の分類 (b)火災防護上の系統分離対策を講じる設備 b. 放射性物質の貯蔵等の機器等 (2)重大事故等対処施設 3.2火災区域及び火災区画の選定 (1)火災区域の設定 (2)火災区画の設定	【3.1 火災防護対策を行う機器等の選定】 (1)安全機能を有する施設 ・火災防護対策を講ずる対象としては、…設計とする。 【3.2 火災区域及び火災区画の選定】 ・火災防護上重要な機器等及び…火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 (3時間以上の耐火性能を有する耐火壁) ・3時間以上の耐火能力を有する耐火壁…他の火災区域と分離する。
---------------------------	---	--

【別紙3 基本設計方針の添付書類への展開】
展開先は、添付書類の全体構成を踏まえて展開する。

添付書類全体の目次構成を踏まえて要求事項を仕分けする

MOX目次								(イ)以降	MOX添付書類構成案
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.			
1.								概要	
2.								火災防護の基本方針	
	2.1							火災及び爆発の発生防止	
	2.2							火災の感知及び消火	
	2.3							火災及び爆発の影響軽減	
3.								火災防護の基本事項	
	3.1							火災防護対策を行う機器等の選定	
			(1)					安全機能を有する施設	
				a.				安全上重要な施設	
					(a)			安全上重要な施設の分類	
						イ.		プルトニウムを非密封で取り扱う設備・機器を収納するグローブボックス及び	
						ロ.		上記イの換気設備	
						ハ.		上記イを直接収納する構築物及びその換気設備	
						ニ.		ウランを非密封で大量に取り扱う設備・機器及びその換気設備	
						ホ.		非常用電源設備及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気的主要な動力源	
						ヘ.		核的、熱的制限値を有する設備・機器及び当該制限値を維持するための設備・機器	
						ト.		臨界事故の発生を直ちに検知し、これを未臨界にするための設備・機器	
						チ.		その他上記各設備・機器の安全機能を維持するために必要な設備・機器のうち、安全上重要なもの	
							(b)	火災防護上の系統分離対策を講じる設備	
						イ.		グローブボックス排風機	
						ロ.		上記機能の維持に必要な支援機能である非常用所内電源設備	
							b.	放射性物質の貯蔵等の機器等	
			(2)					重大事故等対処施設	
	3.2							火災区域及び火災区画の選定	
			(1)					火災区域の設定	
				a.				屋内	
					b.			屋外	
			(2)					火災区画の設定	

展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載
—	1. 概要	—
基本方針	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>2. 火災防護の基本方針</p> <p>2.1 火災及び爆発の発生防止</p> <p>2.2 火災の感知及び消火</p> <p>2.3 火災及び爆発の影響軽減</p> <p>(1) 火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>(2) 火災影響評価</p>
		<p>【火災及び爆発の防止に係る基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災及び爆発の発生防止、…等に係る基本方針を記載 <p>【火災等により防護すべき施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全評価上その機能を期待する安全上重要な施設…を火災防護上重要な機器等とする。 ・重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、…火災防護対策を講ずる。

対象選定	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>3. 火災防護の基本事項</p> <p>3.1 火災防護対策を行う機器等の選定</p> <p>(1) 安全機能を有する施設</p> <p>a. 安全上重要な施設</p> <p>(a) 安全上重要な施設の分類</p> <p>(b) 火災防護上の系統分離対策を講じる設備</p> <p>b. 放射性物質の貯蔵等の機器等</p> <p>(2) 重大事故等対処施設</p> <p>3.2 火災区域及び火災区画の選定</p> <p>(1) 火災区域の設定</p> <p>(2) 火災区画の設定</p>
設計方針 (火災区域の設定)		<p>【3.1 火災防護対策を行う機器等の選定】</p> <p>(1) 安全機能を有する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災防護対策を講ずる対象としては、…設計とする。 <p>【3.2 火災区域及び火災区画の選定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災防護上重要な機器等及び…火災区域を設定する。 ・火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 (3時間以上の耐火性能を有する耐火壁) ・3時間以上の耐火能力を有する耐火壁…他の火災区域と分離する。

(設計方針 (発生防止))	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>4. 火災及び爆発の発生防止</p> <p>4.1 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について</p> <p>4.2 MOX燃料加工施設の火災及び爆発の発生防止について</p>
		<p>(対象設備を申請する際に示す)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粉末一時保管装置GB、ペレット一時保管棚GB、…等 (第2グループ) ・水素・アルゴン混合ガス設備、…等 (第3グループ)

【別紙3 基本設計方針の添付書類への展開】
添付書類の各項目に対して分割申請の各申請回次での展開を示す。



添付書類の分割申請での展開が別紙5の補足説明の展開に繋がる

添付書類の項目ごとに各申請回次で申請対象設備との関係で詳細設計を示すものとその前の申請から変更がないものを分類する（別紙2での各申請回次の添付書類の記載事項を記号で表示）

MOX目次							MOX添付書類構成案	具体を示す必要がある回次			
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)イ.	(イ)以降		1回	2回	3回	4回
	5.1						火災感知設備について	○	△	△	△
		5.1.1					要求機能及び性能目標	-	○	△	△
			(1)				要求機能	-	○	△	△
			(2)				性能目標	-	○	△	△
				a.			機能設計上の性能目標	-	○	△	△
				b.			構造強度上の性能目標	-	○	△	△
		5.1.2					機能設計	-	○	△	△
			(1)				火災感知器	-	○	△	△
				a.			設置条件	-	○	△	△
				b.			火災感知器の種類	-	○	△	△
		X.X.	(1)	a.			○○設備		○	○	△
		X			(a)		△△	-	○	△	△
					(b)		□□	-	-	○	△
					(c)		××	-	-	○	△

第1回で記載した後、第2回以降は記載に変更がないため「△」

【別紙5】

別紙3で示した添付書類の各項目ごとの記載事項



【別紙5 補足説明すべき項目の抽出】

基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。

- ① 添付書類の項目単位で添付書類記載事項を踏まえて補足すべき事項を抽出する。
- ② 添付書類記載事項から抽出した補足説明すべき事項と発電炉の補足説明項目を比較し、追加等が必要な項目を洗い出す。
- ③ 発電炉の補足説明資料の構成を参考として、補足説明資料の全体構成を整理し、分割申請の各申請回次で示す補足説明の項目を整理する。

別紙5 ①

	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
7	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に、耐火壁によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は、火災防護上重要な機器等において選定する機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。		【火災区域及び火災区画の選定】 ⇒火災防護上重要な機器等に対して火災区域の設定の要否の考え方、どの設備が火災区域設定を必要とするかを補足説明することにより抜けなく火災区域が設定されていることを補足説明する。
8	火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護上重要な機器等を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁, 耐火シール, 防火扉, 延焼防止ダンパ等)として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁, 天井及び床により隣接する他の火災区域と分離するとともに、ファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止装置を設置する設計とする。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	【耐火壁の耐火性能】 ⇒他の火災区域と分離するための耐火壁等が3時間以上の耐火能力を有することを確認した根拠を試験データ等を用いて補足する。 ・ [補足火1] 防護対象となる火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設について ・ [補足火2] 火災区域の配置を示した図面
9	屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。		【耐火壁の耐火性能】 ⇒他の火災区域と分離するための耐火壁等が3時間以上の耐火能力を有することを確認した根拠を試験データ等を用いて補足する。 ・ [補足火3] 影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について (3時間耐火)
10	火災区画は、建屋内及び建屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の配置等を考慮して、耐火壁、離隔距離及び系統分離状況に応じて分割して設定する。		

別紙5 ②

火災防護に関する補足説明資料	基本設計方針の基盤で抽出された補足説明が必要な項目
【火災等により防護すべき施設】 【火災区域・区画の設定】 【耐火壁の耐火性能】	火災区域の配置を示した図面 (防護対象設備)
【耐火壁の耐火性能】	防護対象リスト
【影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について (3時間耐火)】	影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について (3時間耐火)
【火災防護上重要な機器等の配置】	分析結果の火災発生防止対策の考え方について見直し 区内包囲設備の漏れい発生・拡大防止対策
【火災区域(区画)内の区内包囲設備と壁の配置及び発火設備	火災区域の配置を示した図面 (火災源) 区内包囲設備の引込み、案内直達及び機器移動時の措置について
【高圧となる設備】	火災区域(区画)内の区内包囲設備と壁の配置及び発火設備 水素漏れい検知器の使用及び系統について
【不燃性材料又は難燃性材料の使用】	蓄電池を設置する火災区域・区画
① 主要な構造材 ② 保溫材 ③ ケーブル ④ 換気設備のフィルタ	可燃性ガスを内包する主な設備の有る火災区域の換気設備
⑤ 変圧器及び遮断器に対する絶縁油 ⑥ グローブボックス	新素材又は耐火材の使用状況について 配管フランジパッキンの火災影響について 保溫材の使用状況について補足 構築内装材使用の不燃性について

①で示した補足説明すべき項目ごとの識別番号で補足説明項目を紐づけする。

添付書類記載事項を踏まえ、補足が必要な観点を明確にしたうえで、補足すべき事項を抽出する。
補足説明すべき項目ごとに補足説明の識別番号を記載する。

2-4 難燃ケーブルの使用について	2-5 屋外の重大事故等対処施設の電巻による火災の発生防止対策について
2-6 水素の蓄積防止対策について	3 火災の感知及び消火に係るもの
3-1 ガス検火設備について	3-2 二酸化炭素自動検出設備 (全域) について

別紙5②

発電炉での補足説明項目に対して設備の違い等を考慮して展開が必要な補足説明項目を洗い出す。
展開が不要とした補足説明項目については必要なしとした理由を明確にする。



発電炉の補足説明項目で展開が必要とした項目と別紙5①で抽出した補足説明項目を比較し、追加等が必要な項目を洗い出す。

発電炉の補足説明資料の説明項目	展開可否	理由
1. 基本事項に係るもの		
1-1 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統	○	
1-2 火災区域の配置を明示した図面	○	
1-3 内部火災に関する工事計画変更認可後の変更申請対象項目の抽出について	○	
2. 火災の発生防止に係るもの		
2-1 潤滑油又は燃料油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について	○	
2-2 火災の発生防止に係るもの	○	
2-3 建屋内装材の不燃性について	○	
2-4 難燃ケーブルの使用について	○	
2-5 屋外の重大事故等対処施設の竜巻による火災の発生防止対策について		対象となる屋外の重大事故対処設備がない
2-6 水素の蓄積防止対策について		発電炉特有事項
3. 火災の感知及び消火に係るもの		
3-1 ガス消火設備について	○	
3-2 二酸化炭素自動消火設備（全域）について	○	
3-3 消火用の照明器具の配置図	○	
3-4 常設代替高圧電源装置を設置する火災区域の消火設備について		
3-5 電動機駆動消火ポンプ、構内消火用ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの構造図	○	
3-6 電動機駆動消火ポンプ、構内消火用ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプのQHカーブ	○	
3-7 ディーゼル駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動構内消火ポンプの内燃機関の発電用火設備に関する技術基準を定める省令への適合性について		
3-8 消火栓及びガス系消火設備の必要容量について	○	
3-9 可燃物管理により火災荷重を低く管理することで、煙の発生を抑える火災区域又は火災区画についての管理基準		
3-10 新燃料貯蔵庫の未臨界性評価について		
3-11 火災感知器の種類及び配置を明示した図面	○	
3-12 重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備の消火設備の位置的分散に応じた独立性を備えた設計について	○	
3-13 火災感知設備の電源確保について	○	
4. 火災の影響軽減に係るもの		
4-1 火災の影響軽減のための系統分離対策について	○	
4-2 ケーブルトレイに適用する1時間耐火隔壁の火災耐久試験の条件について		
4-3 中央制御室制御盤内の分離について	○	
4-4 中央制御室の火災の影響軽減対策について	○	
4-5 火災区域（区画）特性表について	○	
4-6 火災を起因とした「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」発生時の単一故障を考慮した原子炉停止について		
4-7 中央制御室制御盤の火災を想定した場合の対応について	○	
4-8 原子炉格納容器内火災時の想定事象と対応について		
4-9 影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について	○	
5. 非難燃ケーブル対応に係るもの		
6. 火災防護計画に係るもの		
6-1 火災防護に関する説明書に記載する火災防護計画に定め管理する事項について	＝	

補足-300-1 発電用原子炉施設の火災防護に関する補足説明資料
火災防護について

補足説明資料の全体構成を整理し、分割申請の各申請
回次で示す補足説明の項目を整理

別紙 5 ③

別紙 5 ①で示した紐づけ番号を
記載し補足説明資料全体の構成
との関係を明確にする

補足説明項目ごとに分割申請の各申
請書での展開を示す。
補足説明が必要な項目には対象とな
る設備を示す。

発電炉 補足説明資料	MOX燃料加工施設 補足説明資料 (予定)	第1回補足説明資料	記載内容	補足説明すべき事項	申請回次*1						
					1	2-1	2-2	3-1	3-2	4-1	4-2
【300-1】工事計画に係る補足説明資料 (火災防護)	設工認に係る補足説明資料 (火災防護)	設工認に係る補足説明資料 (火災防護)									
1. 基本事項に係るもの	1. 基本事項に係るもの										
1-1 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統	1-1 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設	【火防01】火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設について	火災防護対策の前提として火災区域及び火災区画を設定するが、その前提となる火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を抽出。その中から、個別の部屋単位で火災区域の設定の必要性を整理した結果を示す。 第1回申請：後次回で示す予定の設備を含め、燃料加工建屋の火災区域設定に係る全体像を示す。 第2回以降の申請：申請設備の情報を確定版として順次示す。	[補足火1]	燃料加工建屋	粉末一時保管装置 GB 等	グローブボックス 排風機 等	予備混合装置GB 等	均一化混合装置GB 等	混合酸化物貯蔵容器	緊急時対策建屋排風機 等
1-2 火災区域の配置を明示した図面	1-2 火災区域の配置を明示した図面 (燃料加工建屋)	【火防09】火災区域の配置を明示した図面 (燃料加工建屋)	1-1の補足で示した内容を、火災区域及び火災区画の設定結果として図に反映して示す。	[補足火2]	燃料加工建屋	貯蔵容器搬送用洞道 粉末一時保管装置 GB 等	グローブボックス 排風機 等	予備混合装置GB 等	均一化混合装置GB 等	混合酸化物貯蔵容器	緊急時対策建屋 緊急時対策建屋排風機 等
1-3 内部火災に関する工事計画変更認可後の変更申請対象項目の抽出について	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

これまでに説明した補足説明資料との関係を明確にする。

別紙 5 ①

基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
7 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に、耐火壁によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は、火災防護上重要な機器等において選定する機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。	V-1-1-6 火災及び爆発の防止に関する説明書	<p>【火災区域及び火災区画の選定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を収納する建屋に、耐火壁(耐火隔壁, 耐火シール, 防火扉, 防火ダンパ等), 天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。 火災防護対策を行う機器等の配置も考慮して火災区域を設定する。 火災防護上重要な機器等, 及び重大事故等対処施設が設置する区域に対し火災区画を設置する。 <p>【耐火壁の耐火性能】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁, 耐火シール, 防火扉, 延焼防止ダンパ等)として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁, 天井及び床により隣接する他の火災区域と分離することの説明。
8 火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護上重要な機器等を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁, 耐火シール, 防火扉, 延焼防止ダンパ等)として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁, 天井及び床により隣接する他の火災区域と分離するとともに、ファンネルには、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入防止を目的として、煙等流入防止装置を設置する設計とする。		
9 屋外の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する区域については、周囲からの延焼防止のために火災区域を設定する。		
10 火災区画は、建屋内及び建屋外で設定した火災区域を火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の配置等を考慮して、耐火壁, 離隔距離及び系統分離状況に応じて分割して設定する。		

【火災区域及び火災区画の選定】
⇒火災防護上重要な機器等に対して火災区域の設定の要否の考え方、どの設備が火災区域設定を必要とするかを補足説明する。
⇒火災防護上重要な機器等と設定した火災区域の関係を示すことにより抜けなく火災区域が設定されていることを補足説明する。

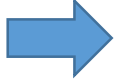
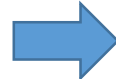
・[補足火1]防護対象となる火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設について
・[補足火2]火災区域の配置を示した図面

【耐火壁の耐火性能】
⇒他の火災区域と分離するための耐火壁等が3時間以上の耐火能力を有することを確認した根拠を試験データ等を用いて補足する。
・[補足火3]影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について (3時間耐火)

【別紙6】

別紙1の発電炉の記載を踏まえた基本設計方針の記載

別紙2で示した第1回申請対象の基本設計方針の記載範囲



【別紙6 変更前記載事項の既設工認等との紐づけ】

基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す

※本別紙は、変更後の記載の確認を行った後に示す。具体的には、別紙1による基本設計方針記載事項の確定後

○基本設計方針全体に対して変更後の記載をもとに変更前の記載を整理し、既工認との紐づけを行う。

○第1回申請対象となる基本設計方針に対して変更前後の記載を整理し、既工認との紐づけを行う。

	変更前	変更後
地盤①-1	<p>2. 地盤</p> <p>既設工認 本文</p> <p>安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設(以下「耐震重要施設」という。)及びそれらを支える建物・構築物は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(以下「基準地震動」という。)による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p>	<p>2. 地盤</p> <p>安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設(以下「耐震重要施設」という。)及びそれらを支える建物・構築物、若しくは重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(以下「基準地震動」という。)による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p>
地盤②-1	<p>既許可 添付書類三</p> <p>また、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないことも含め、基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。</p>	<p>また、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないことも含め、基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。</p>
地盤②-2	<p>安全機能を有する施設のうち、耐震重要施設以外の安全機能を有する施設については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p>	<p>安全機能を有する施設のうち、耐震重要施設以外の安全機能を有する施設については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p>
地盤②-3		
地盤②-4		
地盤②-5		
H MOX① 共-0009	<p>安全機能を有する施設のうち、耐震重要施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下の周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</p>	<p>安全機能を有する施設のうち、耐震重要施設、若しくは常設重大事故等対処設備を支える建物・構築物は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下の周辺地盤の変状により、その安全機能、若しくは重大事故に至るおそれのある事故(設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。)に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</p>
	<p>安全機能を有する施設のうち、耐震重要施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。</p> <p>安全機能を有する施設に係る建物・構築物を設置する地盤の支持性能については、基準地震動による地震力又は静的地震力により生じる施設の接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく許容限界に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。</p>	<p>安全機能を有する施設のうち、耐震重要施設、若しくは常設重大事故等対処設備を支える建物・構築物は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。</p> <p>安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設に係る建物・構築物を設置する地盤の支持性能については、基準地震動による地震力又は静的地震力により生じる施設の接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準に基づく許容限界に対して、妥当な余裕を有するよう設計する。</p>

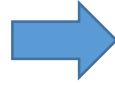
変更前の記載は、変更後の記載事項から記載の適正化で対応可能な部分を抜き出して記載

既設工認に記載はないが、地盤については、技術基準の変更により要求事項が明確化されたものであり、既設工認時から基本設計方針に変更がないため、変更前に記載。なお、既許可(2010/5/13)にて、支持力、すべり、沈下に対して安全性を有していることを記載している。

1.、1.1、(1)等の項目単位で変更前の記載から変更がない場合は、変更なしとする。
変更がある項目のみを変更事項を含め変更後に記載する。

【別紙7】

別紙2の基本設計方針
(要求種別) 評価要求
の対象



別紙3で示した申請回
次ごとの添付書類の展
開



【別紙7 基本設計方針の要求種別を踏まえた類型化】

○評価要求となる基本設計方針の項目をもとに、対象設備の分割申請での申請回次、分割申請での添付書類の展開を整理する。

別紙7 基本設計方針
の要求種別を踏まえた
類型化

基本設計方針（要求種別）評価要求の項目ごとに以下
に示す事項を整理する。

- 評価が必要な内容と評価結果として示す事項
- 評価対象
- 評価方法、評価条件をもとに類型化の種類数

【共通09 別紙】

別紙2で示した基本設計方針の要求種別 機能要求②の対象

【共通09 別紙 申請対象設備の抽出作業結果】
基本設計方針（要求種別） 機能要求②に
関係する系統、設備に対して、機能達成に
必要な機器の対象や配管・ダクトの範囲を
設計図書の色塗りにより申請対象設備とし
て抽出する。

申請対象設備リストへ反映

仕様表の記載単位に展開

